

高根沢町人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、高根沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成27年度の人事行政の運営などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 級別職員数の状況（H27.4.1現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	1級	2級	3級	計
標準的な職務内容	主事	主任主事	主査	係長	課長補佐	課長	参事	技能労務職			
職員数	25人	15人	52人	43人	20人	14人	4人	0人	0人	4人	177人
構成比	14.1%	8.5%	29.4%	24.3%	11.3%	7.9%	2.3%	0.0%	0.0%	2.3%	100%

※再任用短時間勤務職員は除く。（以下同じ）

(2) 部門別職員の構成（各年度4.1現在）

区 分		26年度	27年度	比較増減
一般行政関係	議 会	3人	3人	0人
	総 務	47人	48人	1人
	税 務	14人	14人	0人
	農 水	13人	13人	0人
	商 工	2人	3人	1人
	土 木	13人	12人	▲1人
	民 生	28人	27人	▲1人
	衛 生	11人	11人	0人
	計	131人	131人	0人
特別行政部門	教 育	33人	31人	▲2人
公営企業等	水 道	6人	6人	0人
	下 水	4人	4人	0人
	そ の 他	5人	5人	0人
	計	15人	15人	0人
合 計		179人	177人	▲2人

(3) 職員の採用状況

区 分	受 験 者 数			採用者数
	男	女	計	計
一般事務	44人	27人	71人	6人
保健師	0人	4人	4人	2人
保育士	0人	4人	4人	1人
計	44人	35人	79人	9人

※採用者数は、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに採用された者。

(4) 退職者数（平成27年度）

区 分	定年退職	応募認定退職	普通退職	死亡退職	計
一般行政職	4人	1人	0人	0人	5人
技能労務職	1人	0人	0人	0人	1人
計	5人	1人	0人	0人	6人

(5) 再任用職員（H27.4.1現在） 退職者等で再任用を希望する者を1年以内の任期で再任用する。

区 分	男	女	計
一般行政職	3 人	1 人	4 人
	(1) 人	(0) 人	(1) 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
	(2) 人	(0) 人	(2) 人
計	3 人	1 人	4 人
	(3) 人	(0) 人	(3) 人

※ () 内は、短時間勤務職員。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	29,469	9,639,358	319,323	1,460,045	15.1	15.0

※人件費には、特別職に支給される報酬等が含まれています。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	高根沢町		国	
	初任給基準		初任給基準	
一般行政職	大学卒	176,700 円	176,700 円	
	短大卒	157,300 円	157,300 円	
	高校卒	144,600 円	144,600 円	

(3) 職員手当の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	内 容					
期末手当	6月期：1.225月分 ・ 12月期：1.375月分					
勤勉手当	6月期：0.80月分 ・ 12月期：0.80月分					
扶養手当（月額）	配偶者	13,000円				
	配偶者以外	1人につき6,500円（未婚等で配偶者がいない場合、そのうち1人について11,000円）				
	その他	16歳～22歳の子1人につき5,000円加算				
住居手当（月額）	借家	家賃に応じて最高額27,000円（家賃12,000円未満は支給なし）				
通勤手当（月額）	交通機関利用者	電車・バス等の運賃相当額（最高限度額55,000円）				
	自家用車利用者	2,000円から（最高限度額31,600円）				
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給					
	勤務日における時間外勤務1時間につき	当該職員の時間単価×125/100			※午後10時～翌日午前5時までの場合は、25/100を加算	
	週休日における時間外勤務1時間につき	当該職員の時間単価×135/100				
管理職手当（月額）	参事	79,700 円	課長	58,200 円	課長補佐	39,700 円
退職手当	勤続年数		自己都合 支給率		応募認定・定年 支給率	
	20年		20.445 月分		25.55625 月分	
	25年		29.145 月分		34.5825 月分	
	35年		41.325 月分		49.59 月分	
	最高限度額		49.59 月分		49.59 月分	
※定年前早期退職特例措置として、2～45%の加算あり						

(4) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
報酬等月額	750,000 円	589,000 円	546,000 円	345,000 円	270,000 円	240,000 円
期末手当	6月期：1.50月分 ・ 12月期：1.65月分					

(5) 勤務時間の状況等（平成28年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

※1：窓口業務は月・金曜日に限り19:15まで業務を延長。

※2：保育園など本庁以外の勤務場所では異なる場合がある。

(6) 年次有給休暇取得等（平成27年度実績）

総付与日数（a）	総取得日数（b）	対象職員（c）	平均取得率（b）／（c）	消化率（b）／（a）
6546 日	1903 日	170 人	11.2 日	29.1 %

※対象職員は、H27.4.1～H28.3.31までの全期間を在職した職員。

- (7) 年次休暇 1年につき20日間。現年度分につき翌年度に20日を限度として繰越ができる
- (8) 育児休業 当該職員の3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで育児休業を取ることができる
- (9) 病欠休暇 職員が負傷又は疾病のため治療する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
公務上の負傷又は疾病及び結核性疾患・・・1年以内、その他の負傷又は疾病・・・180日以内
- (10) 介護休暇 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする休暇
6ヶ月の期間内において必要とされる日
- (11) 結婚休暇 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（連続5日の範囲内）
- (12) 特別休暇 出産、忌引、骨髄提供のための休暇など特別の理由により勤務しないことが相当である場合
- (13) 分限処分

職員の身分保障を前提としつつ、職員がその責務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいう

区 分		免職	休職	降任	計
分 限 処 分	勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
	心身の故障の場合	0 人	0 人	0 人	0 人
	特に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人
	その他	0 人	0 人	0 人	0 人
計		0 人	0 人	0 人	0 人

(14) 懲戒処分

職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいう

区 分		免職	停職	減給	戒告	計
懲 戒 処 分	信用失墜行為の禁止	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	秘密を守る義務	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	政治的行為の制限	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	争議行為等の禁止	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	その他	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(15) 公平委員会の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められている。

また同法第7条第4項で事務を委任しており、平成27年度においては、「勤務条件に関する措置の要求」、「不利益処分に関する不服申立て」はなかった。

4 職員のサービスの状況

すべての公務員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければならない。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」などの義務が課せられている。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

栃木県市町村振興協会（自治研修所）及び塩谷・那須南ブロック市町村職員研修連絡協議会が実施する研修等に職員を派遣し、資質向上による仕事の効率化及び人材の育成を図る。

研修項目	参加予定	参加数	受講率
市町村ブロック研修	64 人	62 人	96.9 %
県市町村振興協会	52 人	49 人	94.2 %
町単独研修	116 人	109 人	94 %
合計	232 人	220 人	94.8 %

※町単独研修

- ・職場環境改善に関する研修 39人
- ・法制執務研修（自治体法務検定） 24人
- ・人事評価研修 38人
- ・その他（民間企業派遣研修等） 8人

※その他

- ・市町村アカデミー等外部研修 4人

(2) 勤務成績の評定の状況（人事評価制度の状況）

地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月より能力及び業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入。今後、任用、給与分限、その他の人事管理の基礎としていくこととしている。

5 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等事業

区分	受診者	内容
定期健康診断	232 人	職員の健康に対する認識を再確認し、病気の早期発見・早期治療に努める。年1回、定期健康診断、成人病健康診断、子宮頸ガン検診を実施。
人間ドック・脳ドック	110 人	医療機関等が実施する総合検診（30歳以上の希望者）
産業医による健康面談	100 人	職場環境及び執務状況について適正化を図るとともに、職員の健康状態を把握し、相談に応じる。

※定期健康診断、産業医による健康面談は再任用短時間勤務職員・臨時職員等を含む。

(2) 職員互助会の事業内容

互助会名	会員数	掛金	負担金	事業内容（会員掛金及び事業主負担金により運営する事業）
高根沢町職員互助会	206 人	3,010 千円	524 千円	人間ドック助成・インフルエンザ予防接種助成

(3) 安全衛生管理委員会の設置

基本方針	職員の安全と健康を確保するとともに、快適で健康的な職場環境を形成し、活性化を図る。
構成人員	安全衛生管理責任者を筆頭に、産業医、保健師、職員団体からの推薦者等で構成、年間計画や安全管理についての審議をし必要な措置を講じる。

(4) 災害補償の状況

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害によって生じた損害を補償し及び必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度。